

令和 3 年小田原市議会 9 月定例会議案説明資料

(議案第 6 2 号～議案第 7 0 号)

令和 3 年 9 月 1 日提出

目 次

○ 条例議案

| | | |
|-----------|---|---|
| 議案第 6 2 号 | 小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 議案第 6 3 号 | 小田原市手数料条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 議案第 6 4 号 | 小田原市市税条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 議案第 6 5 号 | おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 議案第 6 6 号 | 小田原市建築基準条例の一部を改正する条例 | 6 |
| 議案第 6 7 号 | 小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部 を改正する条例 | 7 |

○ 事件議案

| | | |
|-----------|---------------------------------------|---|
| 議案第 7 0 号 | 工事請負契約の変更について（（仮称）国府津駅自転車駐車場 建設工事） | 9 |
|-----------|---------------------------------------|---|

條例議案說明資料

議案第 6 2 号

小田原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

[改正理由]

教育委員会の附属機関として小田原市新しい学校づくり検討委員会を設置するため改正する。

[内 容]

1 附属機関の設置（別表関係）

教育委員会の附属機関として次の委員会を設置することとする。

| 名 称 | 設 置 目 的 | 委員の数 |
|-------------------|--|---------|
| 小田原市新しい学校づくり検討委員会 | 新しい学校づくりの推進に関する事項につき、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 1 2 人以内 |

2 小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部改正（改正条例附則第 2 項関係）

1 により設置する委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。（別表第 3 関係）

| 区 分 | | 報 酬 日 額 |
|-------------------|-----|-----------------|
| 小田原市新しい学校づくり検討委員会 | 委 員 | 1 5 , 0 0 0 円以内 |

[適 用]

令和 4 年 4 月 1 日

議案第63号

小田原市手数料条例の一部を改正する条例

[改正理由]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正され、個人番号カードの発行に係る手数料を徴収する主体が地方公共団体情報システム機構となったことに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除することとする。(第24条関係)

[適 用]

公布の日

議案第 6 4 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、一定の環境性能を有する軽自動車に対する軽自動車税の種別割の税率の軽減措置が延長されたことに伴う所要の措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 地方税法等の一部改正に伴う規定の整備（第 9 条及び第 1 2 条関係）

地方税法及び法人税法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 令和 4 年度分及び令和 5 年度分の軽自動車税の種別割の税率に係る軽減措置（附則第 2 8 項～第 3 1 項関係）

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた一定の環境性能を有する 3 輪以上の軽自動車について、当該指定の翌年度分限り、種別割の税率を次のように軽減することとする。

(1) 軽減税率

| 区 分 | | 税 率（年額） | | | | |
|-------|-----|---------|-------------|-------------|-------------|---------|
| | | 軽 減 前 | (2) アに掲げるもの | (2) イに掲げるもの | (2) ウに掲げるもの | |
| 3 輪 | | 3,900 円 | 1,000 円 | 2,000 円 | 3,000 円 | |
| 4 輪以上 | 乗用 | 営業用 | 6,900 円 | 1,800 円 | 3,500 円 | 5,200 円 |
| | | 自家用 | 10,800 円 | 2,700 円 | — | — |
| | 貨物用 | 営業用 | 3,800 円 | 1,000 円 | — | — |
| | | 自家用 | 5,000 円 | 1,300 円 | — | — |

(2) 対象となる軽自動車

ア 電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成 3 0 年排出ガス基準適合車又は平成 2 1 年天然ガス車基準等適合車に限る。）

イ 営業用の乗用の軽自動車のうち、平成 3 0 年排出ガス基準 5 0 %低減達成車又は平成 1 7 年排出ガス基準 7 5 %低減達成車であって、エネルギー消費

効率が令和12年度基準エネルギー消費効率の90パーセント以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上を達成しているもの

ウ 営業用の乗用の軽自動車のうち、平成30年排出ガス基準50%低減達成車又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車であって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率の70パーセント以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上を達成しているもの

[適用]

- 1 地方税法等の一部改正に伴う規定の整備

令和4年4月1日

- 2 軽自動車税の種別割の税率に係る軽減措置

令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割について適用

議案第 6 5 号

おだわら市民交流センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

おだわら市民交流センターの活動エリアの一部を会議室に変更することとし、その名称及び利用料金の上限額を定めるため改正する。

[内 容]

おだわら市民交流センターに増設する会議室の名称及び利用料金の上限額を次のように定めることとする。(別表第 1 関係)

| 名 称 | 単 位 | 金 額 | |
|---------|------|---------------|---------------|
| | | 午前 9 時～午後 5 時 | 午後 5 時～午後 9 時 |
| 会議室 1 0 | 1 時間 | 3 0 0 円 | 3 0 0 円 |
| 会議室 1 1 | | 5 0 0 円 | 6 1 0 円 |

[適 用]

令和 4 年 4 月 1 日

議案第66号

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

[改正理由]

建築基準法施行令が一部改正され、一定の小規模な建築物に対する複数の直通階段の設置及び敷地内に設ける通路の幅員に係る基準が緩和されたことに伴い、条例で定めるこれらの基準について所要の措置を講ずるため改正する。

[内 容]

1 複数の直通階段の設置に係る基準の緩和（第15条関係）

共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、階段の部分とそれ以外の部分とが間仕切壁又は一定の遮煙性能を有する戸で区画されているもの等である場合には、2階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならないとする基準を適用しないこととする。

2 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員に係る基準の緩和（第16条及び第19条関係）

共同住宅、寄宿舍若しくは下宿の用途に供する建築物又は長屋のうち、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が90センチメートル（改正前は、床面積等の要件に応じて1.5メートルから3メートルまで）以上である場合には、主要な出口を道路に面して設けなければならないとする基準を適用しないこととする。

[適 用]

公布の日

議案第67号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

上下水道事業の附属機関として小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会を設置するため改正する。

[内 容]

上下水道事業の附属機関として次の委員会を設置することとする。(別表関係)

| 名 称 | 設 置 目 的 | 委員の数 |
|--|---|------|
| 小田原市下水道 管路包括的維持 管理業務事業者 選定委員会 | 下水道管路包括的維持管理業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。 | 5人以内 |

[適 用]

公布の日

事 件 議 案 說 明 資 料

工 事 概 要

| | |
|---------|---|
| 工 事 名 | (仮称) 国府津駅自転車駐車場建設工事 |
| 工 事 箇 所 | 小田原市国府津四丁目1265番12の一部 |
| 工 事 概 要 | (変更分) 会議室施設前等へのシェルター(屋根)の設置等 地下埋設物の調査及び撤去 |

配置図

